

災害時等における車両提供に関する協定書

平成 年 月 日

(甲) 浦添市

(乙) 沖縄マツダ販売株式会社

災害時等における車両提供に関する協定書

浦添市（以下「甲」という。）と沖縄マツダ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の貸与協力（以下「車両提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙所有車両の甲への車両提供に関し、必要な事項を定めることにより、被災地への浦添市職員の派遣や物資輸送等を円滑に実施して災害時等の応急対策等に資することを目的とする。

（協力要請並びに提供車両）

第2条 甲は、災害時等の応急対策等のために車両を必要とする時は、乙に対して車両提供を要請するものとする。

2 提供する車両は乙が所有するクリーンディーゼル車両とし、提供車両に変更が生じた場合は甲に対し提供車両リストと簡易カタログを提出するものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に車両提供を要請するにあたっては、次に掲げる事項を電話、ファックス、若しくはEメールのいずれかの方法により連絡するものとし、事後、速やかに「車両提供申込書兼車両提供報告書」を送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職・氏名
- （2）車両提供を必要とする場所
- （3）管理担当者の職・氏名
- （4）要請の理由
- （5）要請する車種及び台数
- （6）車両提供の期日及び引渡し場所
- （7）その他必要な事項

「車両提供申込書兼車両提供報告書」の様式は問わない。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。ただし、同時に提供する上限台数は2台とし、当該上限台数を超えて車両が必要な場合は、甲乙協議のうえ、上限台数を決定するものとする。

（車両提供の方法及び運転）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する車両の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 引渡しを受けた車両の運転は、浦添市職員（消防職員・臨時・非常勤を含む）に限るものとする。

（車両提供の期間）

第6条 車両提供の期間は、甲が車両の引渡しを受けた日から起算して1ヶ月とする。ただし、当該期間を超えて甲が車両を必要とする場合は、甲乙協議のうえ、期間延長を行うものとする。

（車両の返却）

第7条 車両の返却場所は、原則として車両提供した店舗とする。ただし、乙の了承を得た場合は、甲は車両提供した店舗以外の店舗において車両を返却することができるものとする。

2 甲は、燃料を満タンにしたうえで、車両を返却しなければならない。

（報告）

第8条 乙は、この協定に基づき車両提供したときは、次に掲げる事項を記載した「車両提供申込書兼車両提供報告書」を甲に提出するものとする。

- （1）提供した車両及び車両登録番号
- （2）協力した場所
- （3）提供した日数及び走行距離
- （4）その他必要な事項

「車両提供申込書兼車両提供報告書」の様式は問わない。

（費用負担）

第9条 甲の要請に基づき乙が実施した車両提供に係る費用については、無償とする。

（事故等）

第10条 乙は、提供する車両にあらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、及び車両保険を付保するものとする。なお、保険の保証内容は以下のとおりとする。

- （1）対人賠償保険 無制限
- （2）対物賠償保険 無制限
- （3）人身障害保険 3、000万円
- （4）車両保険 提供する車両の「自動車保険車両標準価格表」に定める
上限額（免責 50,000円）

- 2 甲が、車両の使用中に事故等により他人等に損害を与えた時は、乙は、前項の保険を適用するものとする。甲が、車両の使用中に事故等により運転者又は同乗者に損害を与えた時も同様とする。
- 3 甲が、業務に従事する車両に事故等により損害を与え又は滅失した時は、乙は、第1項の保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。
- 4 第1項の保険が適用されない場合は、別途乙が損害等に係る費用の負担を行う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する30日前までに、甲、乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

沖縄県浦添市安波茶1-1-1

甲 浦添市
浦添市長

印

沖縄県浦添市勢理客4-1-5

乙 沖縄マツダ販売株式会社
代表取締役社長

印